

新プロセス運用に関する指針

平成 24 年 4 月 3 日
官民競争入札等監理委員会

1. 趣旨

(1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）は、施行後 5 年が経過し、その間、法に基づく対象公共サービスの増加に伴って、今後の官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）における実施要項及び事業評価の審議の効率化など、監理委員会の関与を軽減する方策を講ずることが課題の一つとなっている。

(注) 公共サービス改革基本方針（平成 23 年 7 月 5 日閣議決定。以下「基本方針」という。）では、以下のような規定が設けられている。

基本方針（抄）

第 3 章 今後の取組方針

第 1 節 今後の方向性

2. 改革の視点

(2) 課題に対する具体的方針

⑥ ~ また、監理委員会における実施要項案の審議を効率化するとともに、法に基づく入札により良好な実施結果が得られた一定の事業について、改革の有効性を確保しつつ、監理委員会の関与を軽減する等のプロセスの構築を進める。

第 4 章 政府が実施すべき施策に関する実務上の手続等

第 4 節 対象公共サービスの実施期間終了後の実施の在り方に関する評価

3. 評価の視点

⑥ ~ また、良好な実施結果が得られた事業については、改革の有効性を確保しつつ監理委員会の関与を軽減する等のプロセス構築の検討結果を踏まえ、評価を行う。

(2) このため、公共サービスの質の低下を来すことなく継続して改革の有効性を確保するとともに、事業を実施する国の行政機関等（以下「実施府省等」という。）の自主的な取組みを促す観点も踏まえ、評価において良好な実施結果が得られた事業については、監理委員会の関与を軽減し、実施府省等の自律的な入札・契約に委ねる新たなプロセス（以下「新プロセス」という。）を構築することとした。

(3) 新プロセスは、主に監理委員会審議などの手続面で、法の趣旨・目的に沿う範囲で、出来る限り簡素化等の見直しを図ったものであり、この指針は、新プロセスを運用するに当たっての具体的な手続等について規定するものである。新プロセスの導入により、法に基づく対象公共サービスは、手続面で、現行プロセスによるものと、監理委員会の関与を軽減等した新プロ

ロセスによるものとの二本立てで運用していくこととする。また、新プロセスへの移行に当たっては、その可否を判断するための評価の基準（移行基準）を設け、監理委員会審議で移行を了承された事業については、新プロセスに従って事業を実施することとする。

2. 新プロセス移行基準

対象公共サービスの評価審議において、実施府省等から新プロセスへ移行したいとの意向が示された事業の移行の可否を、監理委員会が判断するに当たっては、法の趣旨等も踏まえ、主に以下の基準（条件）によることとするが、まず以下の①及び②の基準を満たしていることを確認した後、その他の観点についても検討を加えた上で、事業の実施期間全般の状況も勘案し、総合的に判断を行うものとする。

①事業実施期間中に、受託民間事業者が業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反行為が無かったか。

②実施府省等において、実施状況報告についての外部の有識者等によるチェックを受ける仕組み（評価委員会等）を備えている、もしくは、評価委員会等を設けることが予定されているか。

※ 実施府省等においては、必要に応じ、評価委員会等の情報について、既存の各府省入札等監視委員会と共有するなど、連携を図ることが望ましい。

③入札に当たって、競争性が確保されていたか。

④対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について、概ね目標を達成しているか。

⑤従来経費と契約金額（支払金額）とを比較した場合、経費削減の点で効果を上げているか。

⑥次期事業の実施要項について、従来の実施要項の内容を承継する（手続の簡素化等に伴う変更や見直し等を除く）見込みであるか（次期事業を、引き続き同地域・箇所、同期間で行う必要があり、入札条件等の大幅な見直しの必要なものであるか）。

※ なお、上記により難い事業（例えば、一者応札の事業や契約金額が従来経費より増加した事業など）についても、地域の特殊性や事業の性質、従前からの経緯等について考慮の上、個々に新プロセスへの移行の可否について総合的に判断する場合もある。

3. 新プロセス

具体的な新プロセスの流れは、以下のとおりである。このプロセスは、新プロセスへの移行の了承から新プロセス移行後の実施状況報告の提出・評価審議までの一連のものである（別紙1「新プロセス及び現行プロセスの流れ」参照）。

①実施府省等は、対象公共サービスを継続させる必要性に関する評価及び実施内容に関する評価に関する情報を収集するための調査を行うとともに、当該情報（実施状況報告）を内閣府へ提出する。

②内閣府は、上記①により提出された実施状況報告を踏まえ、対象公共サービスの評価を行い、評価案を作成する。その際、新プロセスへの移行について、必要に応じ、実施府省等と協議を行う。

③対象公共サービスの評価案を、監理委員会で審議し、新プロセス移行の基準に照らし良好な実施結果が得られたものについては、新プロセスへ移行することを了承するとともに評価を確定する。

※ ただし、評価確定以後、事業の残余期間中に問題等が発生した事業については、あらためて次期基本方針策定の際、内閣府と協議を行うこととする。

④新プロセスへの移行の了承及び評価の確定を踏まえ、基本方針（別表）を見直し。見直しに当たり、新プロセス移行対象事業については、基本方針別表（本表）とは区分し、別表（新プロセス移行事業一覧）として整理する。

⑤基本方針（別表）について、監理委員会にて審議、了承（閣議決定）。

⑥実施府省等は、実施要項を作成し、内閣府に提出。

⑦実施府省等において、実施要項に基づき入札を行い、落札結果を公表、契約締結、契約内容を公表の上、事業を実施。

※ 事業実施期間中に、監理委員会が必要と認める場合（例えば、事業の実施状況等を踏まえ、新プロセス移行の基準やプロセス等の検証を行う必要がある場合など）は、法第45条に基づいて、実施府省等に対し事業の実施状況等の報告又は資料の提出を求めることができることに留意が必要である。また、実施要項には、監理委員会から求められた場合には、実施状況等について報告又は資料を提出する旨を明記する（別添「実施要項記載例対照表」参照）。

⑧実施府省等は、事業の実施期間の終了時において速やかに次の段階に移行できるよう適切な時期に、事業の実施状況について外部有識者等によるチェックを受けた上で、実施状況報告（報告様式については別紙2参照）を内閣府に提出。

⑨実施状況報告に基づく内閣府の評価について、監理委員会にて審議。

※ 評価審議において、新プロセス移行基準に照らし、引き続き良好な実施結果が得られた事業については、実施府省等が実施要項を作成し、内閣府へ提出の上、事業を継続する（次期事業は、基本方針（別表）の監理委員会審議を除き、基本的に、監理委員会の議を経ることなく、新プロセス（④から⑧）に従って実施する。ただし、監理委員会が必要と認める場合は、法第45条に基づいて、実施府省等に対し事業の実施状況等の報告又は資料の提出を求めることができることに留意が必要であり、新プロセス移行後の実施要項には、監理委員会から求められた場合に、実施状況等について報告又は資料を提出する旨をあらためて明記する（別添「実施要項記載例対照表」参照）。

また、毎年の基本方針見直しの協議に当たって、今後の事業実施の内容に変更が生じないことを確認（評価）するため、以後の実施状況報告は、見直し協議に間に合う適切な時期に、内閣府へ提出（届出）することとする（基本的に、監理委員会の審議に付さない）。ただし、事業実施期間中に、事業実施の在り方について見直し、基本方針別表（新プロセス移行事業一覧）の内容に変更が生じるような事象等が発生した場合には、あらためて実施状況報告の提出を求めた上で、内閣府において評価を行い、監理委員会の審議に付すこととする。

なお、実施状況が思わしくないもので、あらためて現行プロセスにより事業を実施すべきものと判断された事業については、次期基本方針別表（本表）に登載する。また、更にもう一期、監理委員会の一定の関与が必要であると判断された事業については、新プロセスの④へ戻って事業を実施する場合もある（この場合、事業の実施期間の終了時において速やかに次の段階に移行できるよう適切な時期に、再度、実施状況報告を内閣府に提出の上、監理委員会の審議に付すこととする）。

4. 現行プロセスとの主な相違点

現行プロセスの実施要項に関する手続のうち、新プロセスにおいて、監理委員会審議の効率化等を図る観点も踏まえ、手続の簡素化等を行った事項は、①及び②のとおりである。また、新プロセス移行後の評価に関する手続については、以下の③のとおり見直しを行っている。

①実施要項案の公表及び外部からの意見募集については、新プロセス移行後は、基本的に要しない手続とするが、実施府省等が自ら実施することを妨げるものではない。

②監理委員会での実施要項案の審議については、新プロセス移行後は、これまでの実施要項を承継することを前提に、監理委員会の議を経たものとして、あらためて監理委員会での審議を行わないこととする（「5. 新プロセス移行後の実施要項」参照）。

③新プロセス移行後の評価手続においては、これまでの評価案作成に代えて、実施府省等で作成する実施状況報告をもって、内閣府としての評価を行い、監理委員会の議を経ることとする。

※ 上記③の評価審議において、引き続き良好な実施結果が得られた事業は、以後の実施状況報告については、基本方針見直し協議に間に合う適切な時期に、内閣府へ提出（届出）することとする（見直し協議に合わせて確認（評価）を行うため、基本的に、監理委員会の審議に付さないこととする）。

5. 新プロセス移行後の実施要項

実施要項については、法第14条に規定され、その定める事項についても詳細に規定されている。実施府省等において作成するこの実施要項については、これまで監理委員会における審議を通じて、公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等について厳しくチェックを受けた上で、作成されてきた経緯がある。これらの経緯も踏まえ、基本的に、従来の実施要項を承継する（手続の簡素化等に伴う変更や見直し等を除く）ことを前提（条件）に、監理委員会の議を経たものとして、新プロセス移行後はあらためて監理委員会の審議に付すことはせず、実施要項に従って、実施府省等が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくこととする。

なお、新プロセス移行対象事業の実施要項については、本指針、「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針」（平成25年4月26日改定）及び「実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針」（平成24年4月3日改定）に従って作成することとし、作成次第、内閣府に提出するものとする。

6. 法特例事業の取扱いについて

新プロセスは、法の趣旨・目的に沿う範囲で、出来る限り監理委員会審議などの手続面で簡素化等の見直しを行うものであるが、法令の特例の適用を受けて事業を実施している国民年金保険料収納事業、ハローワーク、登記及び刑事施設の運営業務などについては、特例を設けている法の趣旨に鑑み、手続の簡素化には馴染まないものと考えられる。このため、以下の法令の特例の適用を受けて実施している事業については、新プロセスを適用しないこととする。

- ・職業安定法の特例（法第32条）
- ・国民年金法等の特例（法第33条）
- ・不動産登記法等の特例（法第33条の2）

- ・刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例（法第33条の3）
- ・戸籍法等の特例（法第34条）

7. その他の手続の簡素化

現行プロセスにおける対象公共サービスについては、評価のための実施状況報告の他に、毎年度の実施状況等を、事務連絡「官民競争入札・民間競争入札対象事業の実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告・通知について（平成22年5月28日）」に基づき提出を求めているところであるが、新プロセス移行後の事業については、これらの提出を要しないこととする（手続の見直しに伴う実施要項の記載の変更については、別添「実施要項記載例対照表」参照）。

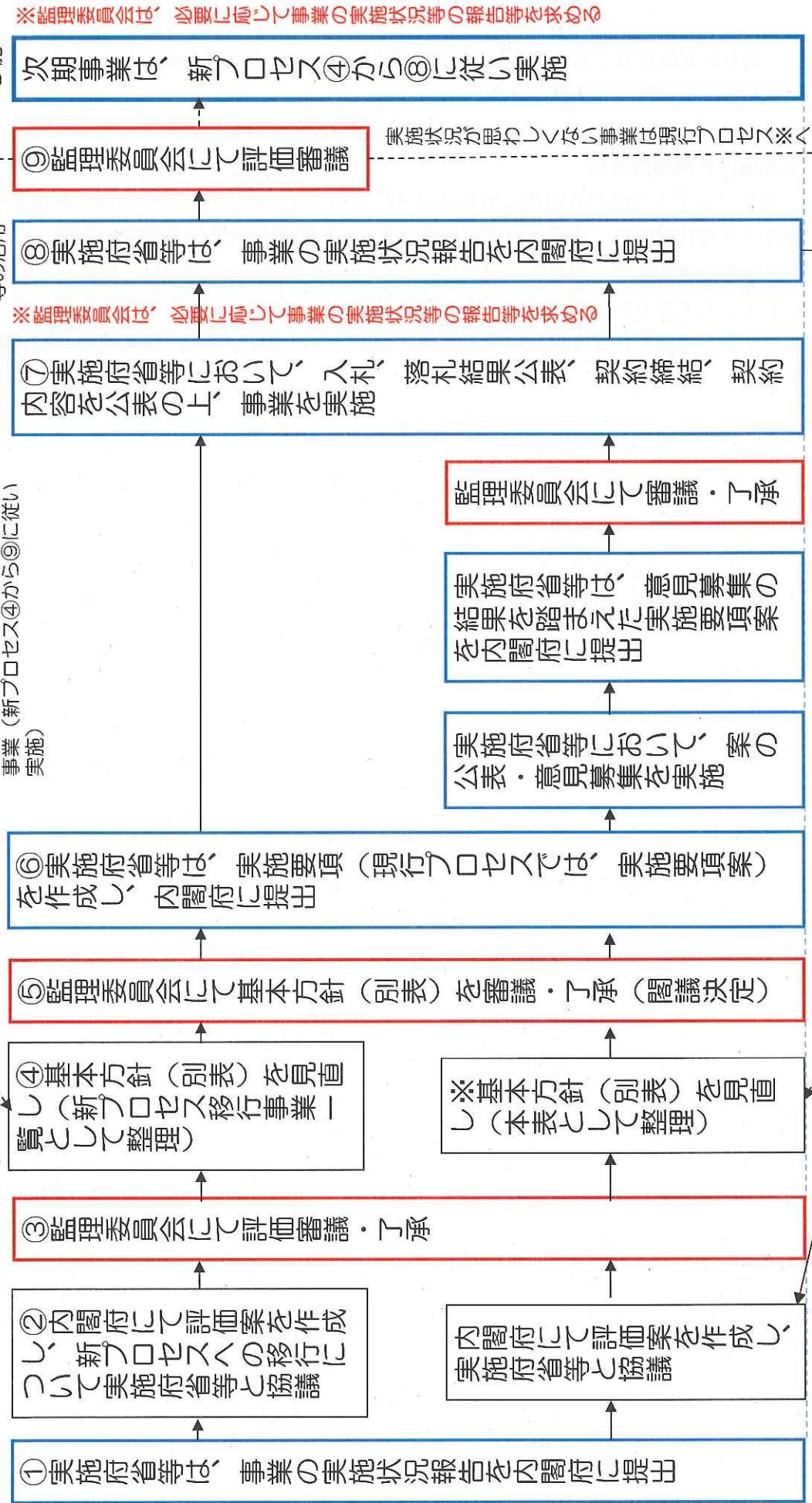
以 上

新プロセス及び現行プロセスの主な流れ

(別紙1)

新プロセス

更にもう一期、監理委員会の一
定の開きがあると判断され
た事業（新プロセス）



現行プロセス